

個人情報保護法の改正に伴う対応について

1 個人情報保護制度改正の概要

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」の改正が行われました。（令和3年5月19日公布され、令和5年4月1日施行予定）

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等においてこれまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなりました。

法改正を受けて、芦屋町においても個人情報保護法の適用を受けることとなるため、令和5年3月議会に①現行の芦屋町個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止し、②新たに（仮称）芦屋町個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定する議案を提出し、議会での御審議をお願いする予定です。このため、法施行条例では、必要な事項を定め、引き続き個人情報の適切な保護を図ります。

2 法改正に伴う対応について

法施行条例では、法に反しない範囲で定めることができる事項があります。

その主な事項及び本町の対応については、次のとおりです。

- (1) 本人開示等請求に係る手数料について
⇒ 手数料は、従前どおり無料とします。ただし、コピー代など実費を徴収します。
- (2) 匿名加工情報の手数料について
⇒ 匿名加工情報制度について、県、政令指定都市以外の市町村は、当分の間、実施が任意となっているため、他自治体の動向を注視し、制度を検討することとし、手数料規定は定めないこととします。
- (3) 条例要配慮個人情報について
⇒ 人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴など法で規定する11項目については、現行条例と同等の規定ですので、法と同様とします。
- (4) 個人情報ファイル登録簿
⇒ 法の規定どおり、本人の数が、1,000人以上の個人ファイルについて、作成、公表することとします。
- (5) 開示情報中の公務員等の氏名について
⇒ 特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとし、

公務員等の氏名については、不開示情報としないこととします。
なお、芦屋町情報公開条例も併せて改正します。

(6) 開示決定期限について

⇒ 法は、開示決定期限を30日以内としていますが、本町では、現行の運用と同等とするため、開示決定期限を15日以内として、法より短縮することとします。

なお、期間の算定にあたっては、芦屋町の休日を定める条例に基づく休日は算入しません。

(7) 審議会等への諮問について

⇒ 既存の芦屋町個人情報保護審査会設置条例を廃止し、新たに芦屋町個人情報保護審査会条例を定め、諮問機関として、芦屋町個人情報保護審査会を設置します。

所掌事務として、①開示決定等についての審査請求の審査、②法施行条例の規定を改廃しようとする場合などの審議会機能を担うこととします。

なお、委員定数について、芦屋町個人情報保護審査会から、現行6人のところ、奇数である5人とすることが適当とされたことから、委員定数を見直すこととします。

3 令和5年3月議会に提出する予定の条例について

新規制定	芦屋町個人情報保護法施行条例 芦屋町個人情報保護審査会条例
一部改正	芦屋町情報公開条例 芦屋町行政不服審査会設置条例
廃止	芦屋町個人情報保護条例 芦屋町個人情報保護審査会設置条例

4 今後のスケジュール

- (1) 議会報告（令和4年12月中旬）
- (2) パブリックコメントの実施（令和4年12月27日～令和5年1月26日）
- (3) パブリックコメントの意見集約、条例案の作成（令和5年2月上旬）
- (4) 議会への条例議案提出（令和5年3月）
- (5) 条例公布、関係規則等の改廃（令和5年3月）
- (6) 条例施行（令和5年4月予定）